



県営住宅同居承認手続きについて

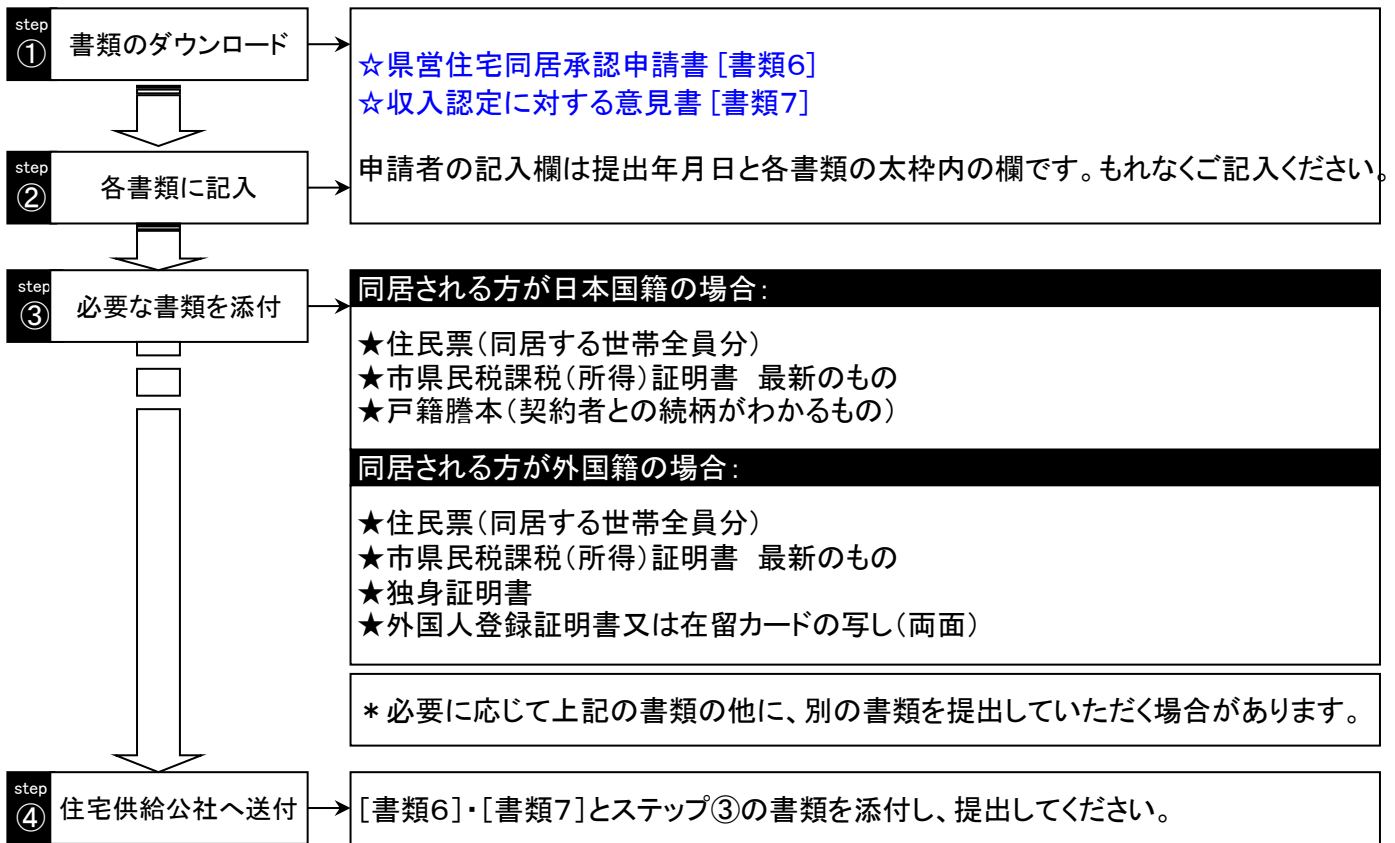
県営住宅に入居申込をした方以外の方がお住まいになる場合や、一度転出された方が再度同居される場合には、事前に同居承認の手続きが必要になります。また、県営住宅には、勝手に誰でも住める訳ではありません、様々な条件を満たす必要があります、必ずしも同居できるとは限りません。

主な条件は次のとおりです。

- ①入居者の三親等以内の親族の方
- ②同居する方の収入を含めた世帯全員の収入が、収入基準を超えないこと
- ③家賃を滞納していないこと
- ④暴力団員でないこと
- ⑤成人の方は、単身で同居する場合は独身であること
- ⑥既婚の方は、単身で同居できません

必要な書類を住宅供給公社へ提出し、これらの条件をすべてクリアして認められた方であれば一緒に住むことができます。

同居手続きの流れ及び必要な書類等：



書類の提出先は県営住宅を管轄する住宅供給公社へ送付してください。

西部支所	住宅サービス課(中部)	東部支所	富士出張所(富士・富士宮)
〒 430 - 0929	〒 420-0853	〒 410-0055	〒 417-8601
浜松市中央区中央1丁目12-1 県浜松総合庁舎9階	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル9階	沼津市高島本町1-3 県東部総合庁舎本館2階	富士市永田町1丁目100 富士市役所5階南側
静岡県住宅供給公社 西部支所 宛	静岡県住宅供給公社 住宅サービス課 宛	静岡県住宅供給公社 東部支所 宛	静岡県住宅供給公社 富士出張所 宛

県営住宅同居承認申請書

年 月 日

静岡県知事様
静岡県住宅供給公社理事長様

住宅名	団地 棟 号室
入居者氏名	
電話番号	

次の者の同居の承認を受けたいので申請します。

なお、次の者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約します。

フリガナ	生年月日	入居者との続柄	性別
氏名	年 月 日 (年齢)		男 女
現住所	職業・勤務先		
本籍(国籍)			

フリガナ	生年月日	入居者との続柄	性別
氏名	年 月 日 (年齢)		男 女
現住所	職業・勤務先		
本籍(国籍)			

申請の理由

備考

1 同居しようとする者の所得証明書、入居者との続柄を証明する書類(戸籍抄本、住民票等)その他の知事(静岡県住宅供給公社又は市町が管理を行う場合においては静岡県住宅供給公社の理事長又は市町の長)が必要と認める書類を添付してください。

2 この申請書による同居の承認を受けた場合(静岡県住宅供給公社又は市町が管理を行う場合で静岡県住宅供給公社の理事長又は市町の長の承認を受けたときを除く。)であって、知事が認めたときは、静岡県県営住宅条例施行規則第7条の規定による収入認定に対する意見書の提出を省略することができます。

収入認定に対する意見書

年 月 日

静岡県知事様

住宅名	団地 棟 号室
入居者氏名	
電話番号	

次のとおり、収入の認定額を更正してください。

同居者の変動

内容

収入の変動

内容

その他の理由()

内容

備考 所得証明書その他の意見の理由及び内容を証明する書類を添付してください。